



貸与奨学金への対応

—日本学生支援機構の貸与奨学金を中心に—

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

はじめに

大学等の学費を家計で賄いきれず、奨学金を利用する人が増えています。2020年4月から、授業料・入学金の減免と給付奨学金の支給をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」が始まりましたが、適用対象が限られ、多くの人は貸与奨学金を利用しています。このうち、独立行政法人日本学生支援機構（以下、機構）の貸与奨学金利用者は、大学生等の約4割に上るとされ、保証人を含めると、多くの人が奨学金の返還債務を負っていることになります。

貸与奨学金は、将来の仕事や収入が分からない時に借り入れ、一般に返済期間も長いことから、もともと返還困難に陥るリスクを内包していますが、不安定雇用や格差と貧困の拡大等により、そのリスクは高まっています。返還の負担から、結婚や出産、親元からの独立、自由な仕事の選択などを諦めるケースも少なくありません。

債務整理の現場でも、貸与奨学金が関わるケースが多く、対応には独自の知見が必要ですが、行き渡っていないのが現状です。

私は、2013年3月、「奨学金問題対策全国会議」という団体を立ち上げ、学費の負担と貸与奨学金の返還に苦しむ人の相談・救済活動をしながら、制度の改善を求める活動を続けています。本稿では、その経験をもとに、最も利用者の多い機構の貸与奨学金に係る債務整理についてお話しします。

機構の貸与奨学金

機構の貸与奨学金には、無利子の第一種と有利子の第二種があります。返還方式は、毎回定額

を返還する「定額返還方式」と、所得に応じて返還額が変わる「所得連動返還方式」（第一種のみ）があります。

保証には、貸与額から保証料を支払って保証機関の保証を受ける機関保証もありますが、約半数が個人保証を利用しています。個人保証は、連帯保証人（父母などが多い）と保証人（おじおば、兄弟姉妹が多い）の2人の保証人が必要です。

制度内の救済制度

機構の貸与奨学金制度には、返還困難な人に対する救済制度として、「返還期限の猶予」「減額返還」「返還免除」「延滞金の減免」などが業務方法書等により定められています。

1. 返還期限の猶予

(1) 経済困難、病気、障がい、生活保護受給中など返還が困難な一定の事由がある場合に、返還を先延ばしにしてもらう制度で、1年ごとに申請が必要です。経済困難を理由とする場合は、年収300万円以下、年間所得200万円以下が利用できる目安ですが、被扶養者がいる場合などは一定額を控除して基準以下になれば利用できます。

経済困難を理由とする場合、返還期限の猶予は最大10年しか利用できません（ただし、貸与終了後、一定の収入・所得を得るまでの間、返還を待ってもらう「猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金」の利用者には利用期間の期間制限はありません）。

(2) 返還期限の猶予は、延滞があると利用が制限されます。しかし、猶予を求める人は、延滞を解消するだけの資金がないのが通常です。その場合は、次のいずれかを検討します。

まず、過去の延滞期間中に、本来であれば返還期限の猶予を申請できた場合には、過去の所得証明書(自治体が発行する課税証明書・非課税証明書。源泉徴収票等は認められません)、生活保護受給証明書などを取得し、過去に遡^{さかのぼ}って猶予申請をします。それが承認されて、過去分の延滞が解消されたら、将来に向かって猶予の申請をします。

過去の延滞が解消されない場合には、「延滞据置猶予」の利用を検討します。これは延滞を据え置いたまま猶予ができる制度ですが、年収200万円以下、年間所得130万円以下と、通常の猶予に比べて要件が厳しくなっています。

2. 減額返還

病気、その他経済的な理由により返還が困難な人が、一定の要件を満たす場合に、1回当たりの返還月額を当初の3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に減らして、返還期間を延長(最大15年)する制度です。経済困難事由の収入等の基準は、返還期限の猶予の場合よりも緩やかですが、願い出の時点で延滞がないことが前提となり、延滞据置き型の減額返還制度はありません。また、第一種奨学金の所得連動返還方式利用者は、利用ができません。

3. 返還免除

借主本人が死亡し返還ができなくなったとき、精神もしくは身体の障がいにより労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し(症状固定または回復の可能性がないことを要します)、返還ができなくなったとき、申請により、返還の全部または一部の免除を受ける制度です。延滞がある場合には解消が必要です。

一部免除の場合、残金については、免除が認められたのと同じ理由では返還期限の猶予が認められないので注意が必要です。

4. 延滞金の減免

延滞金が減免できる場合については延滞金の減免に関する施行細則で定められています。ただし、借主・連帯保証人・保証人の責任でない事情で延滞が生じて機構が認めた場合、借主が死亡または精神・身体の障がい^{さか}で返還できずに連帯保証人または保証人が返還する場合、借主が

返還困難で連帯保証人または保証人が最終の割賦金の返還期日の5年以上前までに返還未済額を1年以内に返還するときなど、限られた場合にしか延滞金の減免は認められていません。

なお、過去に遡って返還期限の猶予申請をし、承認されるケースでは、その期間の延滞金もなくなります。

5. 保証人の対応

「返還期限の猶予」「減額返還」「返還免除」は、借主本人しか利用できません。請求を受けた連帯保証人・保証人は、借主本人がこれらの制度を利用できる場合には利用を促すことを考えますが、それができない場合には、それぞれの状況に応じた対応が必要です。

6. 制度内救済制度の限界

既に述べたことから分かるように、機構の貸与奨学金制度における救済制度の利用には限界があります。制度を利用できる場合が限定的であること、経済困難を理由とする返還期限の猶予の利用期間が10年に限られること、延滞があると利用が制限されることなどもそうですが、一生、借金漬けになりかねない危険も見逃せません。例えば、約定の返還期限が20年の人が、返還期限の猶予を10年利用した後、減額返還を15年利用すると、卒業後、返還が始まってから長年経っても完済に至らない可能性があります。病気や障がいを理由とする場合には、期間の制限なく返還期限の猶予が利用できますが、ずっと借金を抱え続けること自体が大きな負担となります。病気や障がいのある人が、毎年、自身の困難と向き合いながら、猶予申請を続けるだけでも大変なことです。そのような場合、(連帯)保証人も責任を負い続けることになります。

そのため、自己破産等の法的手段などによる解決が有効なことがあります。それにも壁や留意すべき点があります。

通常^{通常}の債務整理の方法による場合の留意点

1. 自己破産

機構の制度内救済制度に限界があること、奨

学金の返還に苦しむ人は、多くが既に疲れ切っており、早期に返還の負担から解放する必要があるケースが多いことなどから、自己破産^{*1}は非常に有効な救済方法です。

ただ、個人保証を利用している場合、借主の多くが、機構から(連帯)保証人への請求を嫌って、自己破産を躊躇^{ちゅうちよ}する傾向があります。その中には、単に迷惑をかけたくないだけでなく、複雑な家族関係や親族関係により、自分が返還できていないことが親や親族に知られば大変なことになると恐れている人も少なくありません。そのようなときには、無理をすれば、かえって膨らんだ延滞金の請求が(連帯)保証人に行くことを説明しつつ、よく話を聞きながら、親や親族との精神的な鎖を、時間をかけて解き放つことも必要です。

自己破産しようとする借主本人が、兄弟姉妹が機構から借り受けた貸与奨学金の保証人になっていることもあります。その場合、借主本人が自己破産をすると、兄弟姉妹の奨学金について保証人が欠けたとして、機構から別の保証人を求められます。特に、兄弟姉妹がまだ大学等に在籍して奨学金の貸与を受け続けている場合などは、対応が問題となります。その際、代わりの保証人を立てられない場合は、過年度分の保証料を一括で支払って、兄弟姉妹の貸与奨学金を機関保証に切り替えられる場合があるので、保証料の額を確認して、用意できる場合は、機関保証への切り替えを試みます。

なお、借主本人、(連帯)保証人が自己破産をする場合に、奨学金の返還債務の届け出がなされていない場合が少なくないので、この点も注意が必要です。

2. 消滅時効の援用

機構の貸与奨学金には、1回でも支払いを怠ると期限の利益を喪失する旨の「期限の利益当然喪失約款」がありません^{*2}。

これに関して、独立行政法人日本学生支援機

構法施行令5条5項は、「学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、(中略)その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない」と定めています。将来分については、この規定によって一括請求がなされてから返還期限が到来するため、それまでは、割賦金ごとに、約定の返済期限をもとに時効の起算点が定まります。「最後に支払ってから何年経ったか」では時効の成否が判断できないことに注意が必要です。

3. 相続放棄

借主または(連帯)保証人が死亡した場合、その相続人が責任を免れるためには、相続放棄を検討しますが、機構の奨学金の場合は、あわせて返還免除の可能性を検討します。既に述べたように、借主本人が死亡して返還ができなくなった場合は、遺族の申請により、返還免除が認められる場合があり、その場合には、相続放棄をしなくてもよいことがあります。

4. 分割返還の和解

制度内救済制度や、自己破産等で対応できないときなどは、分割返還の和解の可能性を検討します。現在のところ、機構は、240回(20年)以内で、かつ毎回の返還額が約定の割賦金以上であれば、返還中の金利や損害金が発生しない長期の分割和解に応じる傾向があります。

情報の入手方法

更に詳しい情報が必要な場合、機構の制度については機構のウェブサイトで確認できます。その他、相談を受ける際に必要な情報については、労働者福祉中央協議会が作成、公表し、私が監修した「奨学金返済Q & A」^{*3}をインターネット上でも公開しています。

*1 ウェブ版「国民生活」2025年3月号30ページ https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202503_11.pdf

*2 ウェブ版「国民生活」2025年4月号30ページ https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202504_10.pdf

*3 <https://www.rofuku.net/results/shogakukinsoudan2022/>